

第2回定例会会議録

令和4年 6月 3日（金）

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和4年第2回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君） 書類番号1をお願いします。

諸般の報告

令和4年6月3日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案8件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情2件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、森泉謙夫議員他5名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから13ページは、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

14ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

――― 日程第 2 会期決定 ―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） 報告いたします。

5月27日午前10時より議会運営委員会を開催し、令和4年第2回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案8件であります。一般質問の通告者は6名であります。

3月定例会以後提出された陳情2件があり、受理いたしました。

これにより、会期は、本日より6月13日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について、書類番号1、15ページをご覧ください。

会期及び審議日程予定表

第 1 日	6 月 3 日	金曜日	午前 1 0 時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集の挨拶
				議案上程、議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日	6 月 4 日	土曜日		議案調査
第 3 日	6 月 5 日	日曜日		議案調査
第 4 日	6 月 6 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問

第 5 日	6 月 7 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日	6 月 8 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日	6 月 9 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日	6 月 10 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 9 日	6 月 11 日	土曜日		休会
第 10 日	6 月 12 日	日曜日		休会
第 11 日	6 月 13 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

16 ページをご覧ください。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

6 月 8 日 水曜日 午前 10 時 委員会室 1 と 2

6 月 9 日 木曜日 午前 10 時 委員会室 1 と 2

町民建設経済常任委員会

6 月 8 日 水曜日 午前 10 時 大会議室

6 月 9 日 木曜日 午前 10 時 大会議室

続いて、全員協議会開催日程です。

6 月 10 日 金曜日 午前 10 時 委員会室 1 と 2

となります。

以上で、報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より
6 月 13 日までの 11 日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 6 月 13 日までの 11 日間に決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（五味高明君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

13番 荻原謙一議員

1番 尾関充紗議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和4年第2回御代田町議会定例会が開会できますことに心より感謝を申し上げます。

5月31日、東京における長野県のPR拠点であります銀座NAGANOにおいて、太平洋の島国でありますトンガ王国の駐日全権大使テヴィタ・スカ・マンギシ閣下にお目にかかり、ふるさと納税制度を活用して町内をはじめ、全国から集めた寄附金に加え、町内に設置した募金箱のお金も含めた842万2,494円をお渡しすることができました。

2011年の東日本大震災のときにトンガ王国から日本国が受け取った義援金がおよそ900万円と聞いておりますので、かなり近い金額をお送りすることができたのかなと思います。

皆様ご存じのとおりでございますが、トンガ王国は本年1月15日に海底火山の大規模噴火により、噴火そのものや大量の降灰、津波により人的被害はもとより家屋の浸水・倒壊や水源の汚染など国家の存立に関わる大きな被害を受けたところであります。

マンギシ閣下との懇談では、今後3年間の復興プランにより島々をまたいだ住民の退避を進めた上で、できる限り早い再建を進めていくということでございまして、必要な予算は米ドルで2億ドル、日本円にして250億円という、かの国におかれ

ましては本当に巨額という見通しになるということでございました。

本来、日本国内でもっと多くの報道がなされるはずのところであったわけですが、ロシアによるウクライナ侵攻により報道の量が極端に落ちてしまったことは誠に気の毒に感じるところであります。

奥様の出身が、たまたま長野市というふうに聞きました。これまでも御代田町を通過はされていたということで、「長野県は私の人生の一部であり、特別な場所です」というお言葉も頂きました。

火山の観測体制については日本政府としてのサポートが不可欠でありますけれども、災害時の対応の在り方、また今後進められていく広域避難計画に関して大変強い関心をお持ちになっておりましたので、今回のご縁をきっかけに今後も折を見て交流していくことができるのではないかと考えております。

議会の皆様からも、今後の交流に関してアイデアを頂けましたら、なお幸いに存じます。

それでは、第6波対応事業者支援給付金事業についてでございます。

産業経済課が担当しておりまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済対策ということになります。

日本標準産業分類の中分類であります食料品製造業、飲食料品卸売業、宿泊業、飲食店等の事業者に対し、一律10万円を給付する第6波対応事業者支援給付金、そのうち当初分ということになりますけど、この事業につきましては3月28日から申請の受付を開始しておりまして、昨日6月2日現在で127事業所から申請があったところです。

申請期限は6月30日木曜日となっておりますので、対象となる事業者で申請がお済みでない方はお早めに申請手続きをお願い申し上げます。

また、本6月定例会で補正予算を計上している第6波対応事業者支援給付金、これは先ほどの当初分と違いましてまん延防止分となっておりますけれども、こちらに関しましては現在実施している当初分給付金事業の対象となっている業種以外の事業者に大きく対象を広げて給付をしております。給付額は1事業当たり5万円、対象事業者数は300事業者を見込んでおりまして、7月に申請受付を開始する予定であります。今後、広報などを通じて周知をしております。

続きまして、信州・御代田龍神まつりについてであります。

今年度の信州・御代田龍神まつりにつきましては、５月２０日に開催しました正副実行委員長会議におきまして３年ぶりに開催する方針を固めたところでございます。

県から示されている新型コロナウイルス感染症対策などを踏まえた中で、例年実施している一般のステージ発表や舞踊流し、露店の出店などは盛り込まず、会場を真楽寺と龍神の杜公園の円形広場に絞り込み、規模を大幅に縮小して開催する予定でございます。龍の舞と太鼓に絞り込んで、この原点回帰が大きなテーマとなるのかなと考えております。

開催日は、７月３０日土曜日であります。これは、７月の最終土曜日に開催するという点で例年と同じ日程でありますけれども、当日のスケジュールや内容の詳細については、関係機関、団体との協議を経て決定し、町民の皆様にお知らせしてまいります。

続きまして、御代田商工フェスティバルについてでございます。

町商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者に活気を取り戻し、町内事業者についてより多くの町民に知ってもらうことを目的として、本年１１月に御代田商工フェスティバルを開催する予定であります。約５０事業所の出店を見込んでおり、エコールみよたを会場として企業の紹介ブースや来場者の飲食ブース、物品販売ブースを設ける予定です。

町といたしましても、町のにぎわいの創出や町内商工業の振興という面から御代田商工フェスティバルを支援してまいりたいと考えてございます。

次に、商工業施設賃借事業補助金についてであります。

施設を賃借して新たに事業の用に供する事業者に対して土地及び建物の賃借料の一部を補助する商工業施設賃借事業補助金制度を本年４月に設けました。この補助金は、製造業及び情報通信業を営む事業者を対象として操業開始から最大３年間の土地及び建物の賃借料の２分の１以内の額、１か月当たり２０万円を限度に交付をしてまいりたいと考えております。

これまで、町として抱えていた課題として、工場立地に関して土地を売買、購入していただいた場合に関しましては既に補助制度があるわけでございますけれども、なかなかそういったケースだけではありません。土地所有者の都合により、どうしても賃貸借になってしまうということもあります。そういった場合に、これまでは

何も補助がないということでありましていかにもアンバランスだったというふうに考えております。そういったことから、今回の制度創設に至りました。今後も、町内における企業立地の促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、御代田町宅地開発事業補助金についてであります。

町内において3,000m²以上の宅地分譲を目的に開発事業をする事業者のうち、一定の要件を満たす者に対し、1区画50万円を上限に補助する制度を本年5月に設けました。開発事業費の一部を補助することで、定住人口のさらなる増加を図り、良好で持続可能なまちづくりを目指すものであります。

この補助制度は令和9年3月31日までの時限付きの制度としておりますので、開発事業を計画されている方はこの補助制度をご活用頂ければと存じます。

続きまして、御代田町高齢者生活応援券事業についてであります。

本年度から新規事業として実施する御代田町高齢者生活応援券事業は、現在準備を進めておりまして、町登録店舗で利用できる5,000円分の応援券を6月下旬に世帯主様宛てに郵送いたします。この券の利用できる期間は7月1日から9月30日までの3か月間となっております。

基準日を6月1日といたしておりまして、その日に65歳以上である対象者は約4,500名でいらっしゃいます。応援券が利用できる登録店舗は、現在109店舗となっております。登録店舗にはポスターを掲示しますので、高齢者の皆様の日常生活の充実や生きがいとなる活動に広くご活用頂ければと思います。

なお、本事業は今年度創設した地域福祉基金を原資とするものでありまして、一過性のものではなく、複数年度続けていくべきものとして制度設計をしているところでございます。

さて、本日提案しました案件は、事件案1件、条例案2件、補正予算5件の計8件であります。

まず、事件案の1件についてでございますが、町道の路線認定についてであります。

新規認定路線として、西軽井沢地区の越生学園グラウンド東側における町道東台7号線と大久保大林線を結ぶ既存路線を東台20号線として認定するものであります。

条例案の2件につきましては、1件目の御代田町消防委員会条例の一部を改正す

る条例案は男女共同参画推進の観点から、第3条に定める消防委員会の組織について一部改正をするものであります。

2件目の御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴いまして、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保する特例を削除するものであります。

補正予算案の5件につきましては、1件目の令和4年度一般会計補正予算案（第2号）は、1,977万円を増額しまして歳入歳出総額を79億7,236万円とするものであります。

主な補正内容ですが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で3,121万円の増額を計上しております。令和3年度には給付対象外で、家計急変により令和4年度に住民税非課税となる世帯に対しまして、いわゆるプッシュ型給付を実施するものであります。財源は、国庫支出金となります。

さらに、第6波対応事業者支援給付金1,500万円の増額につきましては、先ほどのような説明にもありましたが、新型コロナ第6波対応として県から市町村に交付される第6波対応事業者支援交付金まん延防止等重点措置追加分、この715万円を活用し、町内事業者のうち現在実施している第6波対応事業者支援給付対象を除く業種の方々へ5万円を支給していくものであります。

予防接種医師等委託料983万円の増額補正につきましては、子宮頸がんワクチン接種の積極的推奨の差し控えというのが長年ありました。こういったことにより接種機会を逃された平成9年から平成17年生まれの女性を定期接種の対象としてまいるものであります。さらに、差し控え期間に既に任意接種した方々への対応も必要だと考えておりまして、その費用と事後的に支援する償還払い補助金として44万円を計上しております。

また、先日の臨時議会で既にご報告しております令和3年度専決補正を受け、学校給食運営基金へ5,000万円の積立金を増額計上しました。本年度の基金見直しで積み立てるものとして準備してまいります。

本年度新規事業であります住宅断熱性向上リフォーム補助事業では、補助金予算額に対し、既に相談件数が見込みを上回っていることから、今回250万円の増額をお願いしております。

目下のエネルギー危機への懸念にも関連し、町民の皆さんの断熱リフォームへの

関心が高まっているというところに大変ありがたいなと感じております。やはり、補助金というのは、もともとやろうとしている人に定率を差し上げるというよりも、インセンティブになるもの、つまりある程度の率を補助金としてお渡しすることで、今まで気になっていただけなかなかお金の都合でできなかった、だけどやってみようというふうに意思を変えていただくために補助金というのは必要だと思います。

そういった意味で、空き家補助金とか耐震の補助金、今まで率的にもなかなか十分ではないのではないかなと思っていたところでもありますけれども、この断熱性リフォーム補助金、率としては2分の1を補助していくということでかなり使いやすく、また利用のしがいのある制度かなと思いますので、今回この250万円の増額をお願いしておりますけれども、議会の皆様のお認めを頂けましたらその後さらに増額することも検討材料になるのかなというふうに思っておりますので、皆様のご活用をお願いしたく存じます。

一方で、減額の補正でございますけれども、社会資本整備総合交付金事業で川原田寺沢線また雪窓向原線等の道路舗装工事に対する国からの補助金内示率が確定したため、補助金額にあわせまして7,026万円の減額を計上したところであります。

また、2件目の介護保険事業勘定会計補正予算案（第1号）は人事異動による増額、3件目の後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は広域連合の試算による保険料総額の減であります。

4件目の公共下水道事業会計補正予算案（第1号）は、債務負担行為で実施予定としている下水道処理施設ストックマネジメント事業について、本年度と令和5年度の実施内容割合を見直したことによる減額計上であります。工事全体の中身として何か変わったということではありませんで、あくまで年度のそれぞれの割合の変更ということになります。

5件目の御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）は、水道事業債を受ける科目の変更、人事異動による人件費の増額等を計上させていただいております。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議頂き、原案どおりのご採決を頂きますようお願い申し上げます。令和4年第2回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

―――日程第５ 議案第５１号 町道の路線認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第５ 議案第５１号 町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 皆さん、おはようございます。

議案書３ページをご覧ください。

議案第５１号 町道の路線認定について説明いたします。

町道の路線を別紙のとおり認定したいので、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めます。

令和４年６月３日 提出

御代田町長 小園拓志

次の４ページをご覧ください。

認定路線の一覧表で、今回は新規の１路線の認定をお願いします。

路線名は東台２０号線です。

起点、大字御代田字大林４１０８番１７６、終点、大字御代田字大林４１０８番１７２、延長１４８．０ｍ、幅員２．０ｍ、路面性状はアスファルト舗装でございます。

理由は、町道東台７号線と町道大久保大林線をつなぐ既存道路の新規認定でございます。

位置の詳細につきましては、次の５ページをご覧ください。

路線認定図です。

上段の太い路線が町道東台７号線で下段の太い路線が町道大久保大林線でございます。その間の南北に結ぶ赤い太線が今回認定をお願いする町道東台２０号線です。

当該路線の北側の太い丸が起点で、西軽井沢地区にあります野球場の越生学園軽井沢研修センターから南東へ１６０ｍほどの地点になります。南側の矢印が終点で、向原地区のしなの鉄道跨線橋向原橋から西側へ清緑苑別荘地内を３００ｍほど行っ

た地点になります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第6 議案第52号 御代田町消防委員会条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第6 議案第52号 御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） では、議案書6ページをご覧ください。

議案第52号 御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例案についてでございます。

御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和4年6月3日 提出

御代田町長 小園拓志

こちらの条例改正につきましては、男女共同参画の推進の観点から御代田町消防委員会の組織につきまして女性委員を選出できる環境を整えるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正概要は、7名で組織する委員のうち、本条例第3条第2項第2号及び第3号に定めております消防団長、副団長が「3名」であるところを「2名」と1名減とし、消防に関し、識見を有する者が「2名」であるところを「3名」と1名増とするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

議案書の 7 ページに改め文、8 ページに新旧対照表となっておりますのでご覧頂きたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第 7 議案第 5 3 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 7 議案第 5 3 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） 議案書の 9 ページをご覧ください。

議案第 5 3 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてでございます。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

御代田町長 小園拓志

こちらの改正につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、同法附則で消防団員等公務災害補償条例等責任共済等に関する法律の一部が改正されました。これに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正概要は、この責任共済法第 5 5 条第 1 項の改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保に供することができる場合の特例を定めた本条例第 3 条第

2 項のただし書を削除するものであります。

附則では、施行期日と経過措置を設けております。

議案書の 10 ページに改め文、11 ページに新旧対照表となっておりますのでご覧ください。

説明は、以上となります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第8 議案第54号 令和4年度御代田町一般会計補正

予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第8 議案第54号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の12ページ、お願いいたします。

議案第54号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町一般会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

令和4年6月3日 提出

御代田町長 小園拓志

次に、14ページ、お願いいたします。

令和4年度御代田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,977万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億7,236万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ
る事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次のページからの第1表 歳入歳出予算の補正につきましては、議案書とは別資料
になっています資料番号1で説明させていただきます。資料番号1をお開き願
いと思います。

まず、歳入について主なものでございます。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、補正額723万2,000円の増額をお願い
しております。内容につきましては3,121万1,000円、こちら住民税非課
税世帯に対する臨時特別給付金事業補助金ということで、令和3年度も実施しまし
た給付金事業について令和4年度も新たに非課税になる世帯に対して交付する事業
でございます。補助率10分の10でございます。

それから、社会資本整備総合交付金につきましては、3,513万円を減額して
おります。こちら国庫補助金の内示により減額するものでございます。

款16 県支出金、項2 県補助金です。こちら720万2,000円の増額をお願い
しております。内容欄で715万円は第6波対応事業者支援交付金ということで、
まん延防止等重点措置分の追加分ということでこちら県から交付されるものです。

続きまして、款19 繰入金、項1 基金繰入金です。補正額で6,000万円の増
額をお願いしております。こちらは、教育施設整備基金繰入金5,000万円とい
うことで、令和3年度末に追加で積み立てた分を今回繰り入れるものです。それと、
1,000万円は面替地区の地域振興基金繰入金ということで、こちら基金のほう
から繰入れするものです。

款21 諸収入、項4 の雑入です。こちら260万円の増額補正です。こちらコミ
ュニティ事業助成金が事業採択になりましたので増額しております。

款22 の町債です。5,420万円の減額です。こちら公共事業等債3,170万
円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金事業の補助金の内示によりまし

て町債のほうも減額するものです。

それから、もう一つ、上水道事業債 2,250 万円の減額につきましては、こちらは公営企業会計で起債するものであったため、一般会計からは減額するものでございます。

歳入合計 1,977 万円の増額となっております。

次に、歳出お願いいたします。

款 2 総務費の項 1 総務管理費です。こちら補正額のほうは 410 万 7,000 円を減額いたします。内容につきまして、1 点目は地域おこし協力隊経費ということで 559 万 8,000 円の増額をお願いしております。

それから、コミュニティ事業助成金としまして 260 万円、歳入でも計上しましたものですが、こちらは平和台区とそれから豊昇区の自主防災会、こちらの事業を採択するため、補助金を計上したものです。

それから、款 3 民生費、項 1 社会福祉費です。2,329 万 9,000 円の増額をお願いしております。こちら住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 3,100 万円でございます。歳入のほうでも説明しました非課税世帯と家計急変ですね、こちらにプッシュ型ということで給付を予定しております。

款 4 の衛生費、項 1 保健衛生費です。こちらの内容、予防接種等医師委託料 983 万 4,000 円。子宮頸がんワクチン接種の委託料としまして今回計上したものでございます。

項 2 の清掃費です。こちら 1,000 万円の増額をお願いしております。面替地区地域振興負担金ということでして、面替区の福祉活動の促進と地域の活性化を図る活動に対し、支出するものでございます。

款 7 商工費です。こちら 1,161 万 3,000 円の増額をお願いしております。第 6 波対応事業者支援補助金としまして 1,500 万円。今回 5 万円の給付金を 300 事業者へ予定しております。

款 8 土木費、項 2 の土木橋梁費です。補正額で 7,026 万円の減額を計上しております。こちらは、道路 2 路線、川原田寺沢線、雪窓向原線、こちら社会資本整備交付金事業、国の内示に基づきまして事業費を減額するものでございます。

項 4 の都市計画費です。こちら補正額で 567 万 9,000 円の増額をお願いしております。リフォーム補助金としまして 250 万円、申請が今後も見込まれるた

め、増額するものでございます。

次のページ、お願いします。

款 10 の教育費です。項 6 の学校給食費は、補正額で 5,035 万 3,000 円の増額をお願いしております。こちら学校給食運営基金積立金としまして 5,000 万円、昨年末に積み立てた 5,000 万円を給食基金のほうへ積み立てるものでございます。

歳出合計で補正額 1,977 万円の増額補正でございます。

それでは、また議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の 18 ページ、お願いしたいと思います。

第 2 表債務負担行為でございます。こちら新たに計上するものです。

事業につきましては、都市計画変更支援業務の委託でございます。期間につきましては、令和 4 年度から令和 5 年度までと。それから、限度額については 324 万 5,000 円と定めております。こちら都市計画道路の変更とあわせまして、変更路線周辺の用途地域の変更を検討しまして都市計画決定までの手続を委託するものでございます。

次に、19 ページ、お願いします。

第 3 表地方債補正でございます。

こちらは、変更になります。

まず、一つ目が公共事業等ということで、こちら社会資本整備総合交付金事業でございます。1 億 3,760 万円の限度額を今回 1 億 590 万円へ減額するものでございます。こちら国の交付金の減額に伴い、町債のほうも減額するものでございます。

それから、上水道事業につきましては、限度額 4,500 万円を 2,250 万円へ減額します。こちら公営企業で起債するために減額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じ、変更はございません。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

市村千恵子議員。

○12 番（市村千恵子君） 議席番号 12 番、市村千恵子です。3 点お聞きいたします。

まず初めに 38 ページです。

38 ページ、款 7 商工費、目 1 商工振興費で説明のほうですね。商工業施設賃借事業補助金 120 万円ということで計上されておりますけれども、その事業内容についてと、対象はどこで、今年度この 120 万というのは何件分を見込んでいるのかお願いしたいと思います。

続きまして、39 ページ。

次ですが、その説明のほう、同じく款 7 商工費のところですが、説明の欄で新型コロナ経済対策事業の第 6 波対応事業者支援補助金ということで 1,500 万円が計上されています。町長の説明もございましたが、この内容についてお願いしたいと思います。

また、次のページになります。

40 ページ、款 8 土木費、目 3 社会資本整備総合交付金事業費の道路修繕工事ということで、7,026 万円のちょっと大きな減額になっているわけですけど、町長のお話もありましたけれども、その理由についてお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 商工業施設賃貸事業補助金 120 万円についてお答えいたします。

まず、事業内容ですが、本事業は町内の工場、事務所、倉庫などの建築物を賃借し、新たに事業用に供する事業者に対して土地及び建物の賃借料の一部を補助金として交付いたします。

当町では、工場等の立地に当たり、新たな用地取得に関わる支援制度を工業振興条例において設けておりますが、既存建築物を利用した工場等の立地における支援制度がなかったことから今回新たに制度を設けまして町内における企業立地の促進、ひいては町内商工業の振興を図ってまいります。

補助対象事業の要件は、製造業または情報通信業に該当し、町内に工場等を有しない事業者が新たに延床面積 200 m² 以上の建築物を賃借し、操業開始日から 5 年間は継続して操業すること。また、補助額は事業の用に供する土地及び建物の賃借料の 2 分の 1 以内で、1 か月当たり 20 万円を上限に、操業開始から 3 年間の限度といたします。

今年度の対象見込み件数は、操業開始日から 2 年間は申請することができること

としているため、令和２年９月に操業いたしました株式会社ヤッホーブルーイング
１件でございます。

続きまして、新型コロナウイルス第６波事業者支援交付金１，５００万円の事業
内容について説明いたします。

長野県では、新型コロナウイルス感染症第６波の到来により県内事業者の経済活
動に影響が出ていることを踏まえ、県内市町村に支援補助金が交付されました。当
町では、令和３年度繰越事業として第６波対応事業者支援給付金を６月３０日まで
申請を受付しております。

現在の対象業種は、県から示された交付金の算定対象業種に沿う形で日本標準産
業分類の中分類に記載している飲食業、宿泊業、道路旅客運送業、旅行業、農林漁
業で農業については農業法人に限る、食料品・飲料等の製造業、飲食料品卸売業、
代行などのその他生活関連に関するサービス業としております。

補正予算に計上したものはまん延防止等重点措置追加分として交付され、現在実
施している第６波対応事業者支援交付金の対象業種以外の事業者一律５万円を給
付するものでございます。

昨年度の事業者向け給付金の給付件数から現在やっております第６波対応事業者
支援給付金の対象見込み件数を差し引いた３００件分を計上いたしました。個人農
家につきましては、当期の栽培・収穫がなく第６波の直接的な影響がないことから、
追加分の給付対象には含めておりません。

申請期間は７月から９月までとし、昨年度の事業者向けみよたん給付金を受給し
ている事業者につきましては申請書の添付書類の一部省略を考えております。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） では、私からは４０ページの款８土木費、項２道路橋梁
費、目３社会資本整備総合交付金事業費の道路修繕工事７，０２６万円の減額の理
由について説明いたします。

町路線における社会資本整備総合交付金事業費は、国土交通省の３つの国庫補助
メニューをあわせたもので計上しております。

一つ目の防災安全交付金事業は、塩野真楽寺東の川原田寺沢線の道路拡幅と雪窓
向原線や大林９号線などの舗装修繕が対象路線でございます。

二つ目の交通安全対策補助事業は、栄町から西軽井沢地区の七口線とシチズンマ

シナリー、御代田中央記念病院前の谷地沢大塚線の歩道整備、道路拡幅が対象路線でございます。

3つ目の道路メンテナンス事業は、橋梁関係の21橋の法定点検が対象となります。

今回の補正につきまして、一つ目の防災安全交付金事業、この事業費ベースの予算額1億3,500万円に対する国土交通省からの内示額の結果が6,474万円となりまして、内示の割合が48%となったため、差額の7,026万円を減額する補正をお願いするものでございます。

二つ目の交通安全対策補助事業と3つ目の道路メンテナンス事業は、ほぼほぼ満額に近い内示額となりまして、今回の減額によりまして本年度予定の施工延長や内容については内示率によってそれぞれ縮小はしますが、全体の事業内容は変更することなく優先箇所から整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） すみません、今土木費の内示額にあわせての減額ということなんですけれども、その川原田とか雪窓線ですかね、全体の工事の内容は変わらないということなんですけど、本年度は大分縮小されてしまうのかなと思うんですが、一応完成年度はどのくらいを目途に考えているんですか。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） まだまだこの2事業ですか、そのメニューの関係で、つきの悪い防災安全交付金事業でございますけれども、川原田につきましては今年用地買収のほう全て予定しておりますので、あと工事だけになりますけれども、今の状況でいくと1年、2年ぐらい先かなというふうに思います。また、西軽井沢地区の大林9号線や、その雪窓向原線などの舗装修繕の関係につきましては幾つかの路線がございますけれども、たしか5路線ぐらいあったと思いますけれども、まだまだやっぱりこのような状況なんで分かりませんが、2、3年を目途に完成していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） すみません、ちょっとあれですけど。

第6波ということで、今回はその個人農家が外れているわけですけど、町としては何か個人農家に対する施策というのは考えているのでしょうか。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 個人農家に対する補助といいますか給付金等の事業については、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 議席番号10番、池田るみです。3点についてお聞きします。

議案書の34ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4雪窓保育園費、説明欄の010—01保育所運営事業費の12060調査設計委託料66万円の委託内容について。

2点目は、38ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、説明欄の010—01商工振興経費、18050商工会補助金60万円の増額理由について。

3点目は、40ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目4町単独道路新設改良費、説明欄010—01道路新設改良事業経費が14020で町道改良舗装工事が1,500万円の減額、そして12010調査設計委託料が1,500万円の増額になっている理由と、それにより本年度計画している工事路線数の変更などはあるかお聞きします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私からは34ページの雪窓保育園費設計調査委託料についてご説明いたします。

今年度、雪窓保育園の年長児クラスの床の修繕工事を予定しております。昨年度の事業でシロアリ対策工事の入札を行いました、不落に終わっております。それで、今年度の工事箇所と昨年度の工事箇所がほぼ同じ箇所であるところから、両工事をあわせた再度の設計をし直しまして発注するための委託料となっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 予算書38ページの商工補助金60万円についてお答えいたします。

御代田町商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内商工業者に活気の取り戻しと町内事業者をより多くの町民に知ってもらうことを目的として、御代田商工フェスティバルを11月12日にエコールみよたで開催する予定でございます。御代田商工フェスティバルは、商工会を中心に50事業所の出店を見込んで、町内企業などの紹介ブースや飲食・物品販売ブースを設けるほか、ステージイベントなどを予定しております。現在は、出店事業者の募集とステージイベントの出演者、団体の調整をしているところです。

御代田商工フェスティバルに関わる事業費は、会場設営、ポスターや折り込みチラシの作成、各種保険料など事業費175万円を見込んでおります。このうち、出店事業所からの出店料や広告料収入を差し引いた120万円を御代田町商工会の負担額として試算しております。

町としましては、町のにぎわいの創出や町内で生産されている製品などを町民や地域の方々に広く知ってもらう場として商工業の振興を図り、当事業への支援として御代田町補助金等交付規則に基づき、御代田町の商工会の負担見込み額120万円の2分の1に当たる60万円を補助金として計上させていただいております。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 私のほうは、40ページですが、款8土木費、項2道路橋梁費、目4町単独道路新設改良費、の説明欄の町道改良舗装工事と調査測量設計委託料が1,500万円ずつ増減となっている件につきまして説明いたします。

この予算は、町単独で実施します3億円規模の道路改良事業に係る予算となっておりますが、年度当初から早期着手しまして調査測量設計委託や改良工事の発注を順次進めているところでございます。

本年度に20路線ほどの整備を予定しておりますが、3月議会でもお示ししたとおり、雀ヶ谷交差点から北へ浅間サンラインの塩野交差点までに至る三ツ谷清万線において近年沿線の宅地化が進みまして、児童生徒の数と通行する車の量双方が増加している箇所ということで歩道が整備されていないため、歩道整備路線として喫緊に整備することとしました。

このような背景から、4月当初にほかの路線の発注が済みまして入札差金も発生する見込みとなりまして、三ツ谷清万線の調査測量設計委託を工事請負費から不足

分1,500万円を流用させていただき、発注しました。今回の補正予算は、調査測量設計委託費の充てた分を増額し、工事請負費へ流用戻しをすることで、予算全体としては増減なしとなります。

補正予算の増減に伴う工事の予定路線数につきましては、現在変更はございません。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩をします。開始時刻は、ブザーにてお知らせします。

（午前11時04分）

（休 憩）

（午前11時17分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第9 議案第55号 令和4年度御代田町介護保険事業

勘定特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第9 議案第55号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の46ページをご覧ください。

議案第55号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和４年６月３日 提出

御代田町長 小園拓志

４８ページをご覧ください。

令和４年度御代田の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５２１万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億６,００４万２,０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

４９ページをお願いいたします。

第１表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款８繰入金、項１他会計繰入金、補正額５２１万８,０００円の増額でございます。地域包括支援係職員１名増に伴います地域支援事業費繰入金等を増額しております。

歳入合計５２１万８,０００円の増でございます。

５０ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款１、項１総務費、補正額２万８,０００円の増額でございます。

こちらは、会計年度任用職員の報酬、旅費等の増額となっております。

款３地域支援事業費、項１包括的支援事業・任意事業費５１９万円の増額でございます。こちらは、職員１名増によります一般職人事管理経費の増額となっております。

歳出合計５２１万８,０００円の増でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 10 議案第 56 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者

医療特別会計予算案（第 1 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 10 議案第 56 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 55 ページをご覧ください。

議案第 56 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

御代田町長 小園拓志

57 ページをご覧ください。

令和 4 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,927 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,033 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

58 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款 1 項 1 後期高齢者医療保険料、補正額 1,442 万 9,000 円の減額でございます。こちらは、長野県の後期高齢者医療広域連合の保険料試算による減額となっております。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金 4 8 4 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。こちらにつきましても、県後期高齢者医療広域連合の保険料軽減分の試算による減額となっております。歳入合計 1, 9 2 7 万 8, 0 0 0 円の減でございます。

5 9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 1, 9 2 7 万 8, 0 0 0 円の減となっております。こちらは、保険料等歳入予算の減額によりまして、広域連合に納める納付金額を減額するものでございます。

歳出合計 1, 9 2 7 万 8, 0 0 0 円の減でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 1 議案第 5 7 号 令和 4 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 1 1 議案第 5 7 号 令和 4 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 6 4 ページをご覧ください。

議案第 5 7 号 令和 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について説明いたします。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出いたします。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

御代田町長 小園拓志

6 6 ページをご覧ください。

令和４年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２,６５５万１,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億４,６８９万円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 債務負担行為の変更は、「第２表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の変更は、「第３表 地方債補正」による。

次の６７ページをご覧ください。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款３繰入金項１他会計繰入金、補正額２３４万９,０００円の増額は、人事異動による一般会計からの繰入金でございます。

款６町債、補正額１,１１０万円の減額は、事業量の変更による起債借入額の減額によるものでございます。

款７国庫支出金、項１国庫補助金、補正額１,７８０万円の減額は、事業量の変更による各年度の増減変更により、本年は減額するものでございます。

したがいまして、歳入合計は２,６５５万１,０００円を減額し、総額８億４,６８９万円となります。

次の６８ページをご覧ください。

歳出です。

款１土木費、項１都市計画費、補正額２,６５５万１,０００円の減額は、令和４年、５年度の債務負担行為で実施する社会資本整備総合交付金事業の処理場補修工事に係る事業量変更による各年度の増減変更によるものでございます。

現在、コロナ禍やウクライナ侵攻などの影響によりまして、機器類の搬入状況が悪く、資機材等の生産、納入が本年度中に間に合わない可能性が出てまいりました。安全に事業を進める上では初年度の事業量を縮小し、次年度にその事業費分を充て

るため、処理場施工管理業務 5 7 0 万円、処理場補修工事 2, 3 2 0 万円、合計 2, 8 9 0 万円を本年度分から減額すると、人事異動による一般人事管理経費 2 3 4 万 9, 0 0 0 円を増額するものでございます。

款 2 公債費は、財源変更により増減はありません。

したがいまして、歳出合計は 2, 6 5 5 万 1, 0 0 0 円を減額し、総額 8 億 4, 6 8 9 万円となります。

次の 6 9 ページをご覧ください。

第 2 表 債務負担行為補正でございます。

変更いたします。

第 1 表の歳入歳出予算補正でも申し上げましたが、処理場施工管理業務につきましては、期間は令和 4 年度から令和 5 年度で変更ありません。

限度額は 1, 7 2 0 万円に 5 7 0 万円を増額して 2, 2 9 0 万円となります。

処理場補修工事につきましては、期間は令和 4 年度から令和 5 年度で変更ありません。

限度額は 6, 9 6 0 万円に 2, 3 2 0 万円を増額して 9, 2 8 0 万円となります。

次の 7 0 ページをご覧ください。

第 3 表 地方債補正でございます。変更いたします。

起債の目的は、公共下水道事業でございます。

補正前の限度額 9, 9 9 0 万円を 1, 1 1 0 万円減額し、補正後の限度額を 8, 8 8 0 万円といたします。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 2 議案第 5 8 号 令和 4 年度御代田小沼水道事業

会計補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 1 2 議案第 5 8 号 令和 4 年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 76 ページをご覧ください。

議案第 58 号 令和 4 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてでございます。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出します。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

御代田町長 小園拓志

78 ページをご覧ください。

令和 4 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 1 号）。

令和 4 年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 1 条 令和 4 年度御代田小沼水道事業会計予算第 3 条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第 51 款水道事業費用、第 1 項営業費用としまして 289 万円の増額は、遠方監視装置システムクラウド料を 37 万 9,000 円と、人事異動に伴う総経費 251 万 1,000 円の増額をお願いするものでございます。

第 2 項営業外費用及び第 4 項予備費につきましては、増減はありません。

したがって、補正額の合計も 289 万円の増額で、総額 1 億 7,649 万 8,000 円となります。

（資本的収入の補正）

第 2 条 予算第 4 条中に定めた資本的収入の予算額を次のとおり補正する。

資本的収入につきましては、第 61 款資本的収入、第 1 項企業債 2,250 万円の増額及び第 3 項補助金 2,250 万円の減額につきましては、寺沢浄水場膜了過工事の起債額を一般会計で受け入れ、一般会計から水道会計に繰り出すための補助金扱いで一緒くたに予算化していましたが、水道事業債の借入申請の際に長野県の

担当者から水道会計側で直接受けれる水道事業債であるため、補助金扱いから事業債扱いに明確化するよう指導がありまして、項目を是正するものでございます。

第２項工事負担金につきましては、増減はありません。

したがって、補正額の合計も増減はありません。

次の７９ページをご覧ください。

（職員給与費の補正）

第３条 予算第６条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

こちらにつきましても、人事異動に伴う総経費の増額をお願いします。

職員給与費といきまして、２５１万１,０００円の増額をお願いするもので、８１ページにもありますように、給料１３４万１,０００円、手当３６万９,０００円、法定福利費８０万１,０００円をそれぞれ増額補正するものでございます。

したがって、補正額の合計は２５１万１,０００円で、総額２,６９３万６,０００円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５１号から議案第５８号までについては、会議規則第３９条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第１３ 陳情第３号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために

再審制度の速やかな改正を求める陳情―――

―――日程第１４ 陳情第４号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情――

○議長（五味高明君） 日程第１３ 議陳情第３号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める陳情、日程第１４ 陳情第４号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情については、お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第９２条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午前１１時３３分